

## [総務課関係]



# 1. 子ども・子育て支援の推進について

## (1) 子ども・子育て新システムに関する検討状況について

幼保一体化を含む新たな子ども・子育て支援のための包括的・一元的な制度の構築については、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）に基づき、平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出するとされた。

一方、総合的な子育て支援を進めるために、保育サービスの目標設定などを含む「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）を決定し、平成26年度に向けて保育サービスの定員の毎年約5万人増を目指すなど、基盤整備の拡充を進めている。

平成22年1月29日に、関係閣僚を構成員とする「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、同年6月29日には同会議で取りまとめられた「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が少子化社会対策会議で決定された。

制度の詳細については、「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ（副大臣・政務官級）」の下に設置された3つのワーキングチーム（有識者、保育・幼稚園関係者、地方団体、労使、子育て当事者などが参加）の下で、具体的な検討を進めているところである。

法案の早期提出に向け、内閣府を中心に政府として検討を進めている。

（関連資料1参照）

（今後の検討課題）

- ・ 子ども・子育て支援対策について、制度、財源、給付を一元化する仕組みの具体化
- ・ 幼保一体化の具体化
- ・ 多様な給付メニューの創設など保育サービス拡大の仕組みの具体化
- ・ 市町村に対する負担金・補助金の包括的な交付の仕組みの具体化
- ・ 社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担の合意形成と仕組みの構築
- ・ 恒久財源の確保

（※）「社会保障改革の推進について」（平成22年12月14日閣議決定）において、子ども・子育て新システム法案（仮称）の早期提出に向け、検討を急ぐことが盛り込まれている。

## **(2) 市町村行動計画及び都道府県行動計画に関する策定状況等の調査結果について**

各自治体の地域行動計画（都道府県行動計画及び市町村行動計画）については、5年を1期として策定することとされており、前期計画（平成17年度～平成21年度）にかかる必要な見直しを行ったうえで、本年度より後期計画（平成22年度～平成26年度）が策定されているところであるが、一部自治体において、行動計画が未策定となっている状況にある。

次世代育成支援対策の着実な推進のため、未策定の自治体におかれては、早期に策定するとともに、既に後期計画を策定された自治体にあっても、計画の公表がなされていない場合があるため、ホームページや広報誌等を活用して地域住民等への周知を図られたい。

また、都道府県におかれては計画未策定または未公表となっている管内市区町村に対して早期の策定・公表について、周知方お願いします。（関連資料2参照）

## **(3) 児童育成事業推進等対策費について**

児童育成事業推進等対策事業については、児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金において、都道府県及び市町村を実施主体として事業を実施してきたところである。

平成23年度においては、同国庫補助金の対象事業であった地域組織活動育成事業、地域子育て環境づくり支援事業及び民間児童館厚生施設等活動推進事業が一般会計で実施される事に伴い、事業名を児童育成事業推進等対策事業から児童環境づくり基盤整備事業へ変更し、また、市町村を対象とした事業を廃止し、都道府県、指定都市及び中核市のみを対象とする事とした。

については、市町村を対象とした事業の廃止について、管内市町村へ周知いただくとともに、事務に遺漏なきようご注意ください。（関連資料3参照）

## 2. 児童虐待防止対策について

### (1) 子どもの安全確認・安全確保の徹底について

児童相談所における児童虐待相談対応件数は、統計を取り始めた平成2年度から増加し続けており、平成21年度は44,211件と過去最高となっている。また、児童虐待による死亡件数は、把握されているだけで、心中事件を除き毎年50～60件程度発生しており、その中には、児童相談所や市町村等の関係機関の関与がありながら、子どもの命が失われる事例も生じている。

児童虐待への対応に関し、今一度基本に立ち返り、目視による安全確認の徹底、臨検・捜索も視野に入れた立入調査や一時保護の実施、虐待者本人との面接を含めた家族全体の調査・診断・判定の実施、関係機関等との情報共有など、日常の基本的な業務が適切に行われているかについて、定期的に業務の点検を行っていただき、救えたはずの子どもを救えなかったという事態が決して生じないよう、子どもの安全を最優先とした対応を行うことを重ねて願います。

平成22年7月に大阪市で発生した虐待死事例等を踏まえて、同年8月に虐待通告のあった子どもの安全確認の徹底を通知や全国児童相談所長会議において指示し、同年9月には虐待通告のあった事例についての安全確認の実施状況についての調査結果を公表するとともに、児童虐待の通告のあった児童に対する安全確認の徹底を図るため、通告・相談への対応や調査及び保護者・子どもへのアプローチへの対応における着眼点や工夫例等を盛り込み、児童相談所の執務の参考とするべく「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」を作成し通知したところであり、児童に対する安全確認の徹底をお願いしたい。

厚生労働省としても、児童虐待による死亡事例の発生に強い危機意識を持っており、関係省庁等とも連携しながら、児童相談所や市町村の体制整備などに務めているところであり、虐待により子どもの命が失われることのないよう、児童相談所を中心に、地域全体でセーフティーネットの構築に向けた取組をお願いします。

また、死亡事例等が発生した都道府県等におかれては、児童虐待防止法に基づき当該事例の検証を実施していただくこととなるが、検証に当たっては、亡くなった子どもの視点に立って、今後同様の悲惨な事例の発生を防止するため、必要な改善に繋げるといった姿勢で臨むことを改めて願います。

(関連資料4参照)

## **(2) 児童虐待防止のための親権制度の見直しについて**

平成19年の児童虐待防止法改正法附則において、「施行（平成20年4月）後3年以内に、親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ものとされていることを受け、法務省が主となって「児童虐待防止のための親権制度研究会」（学者、弁護士、実務家、法務省、厚生労働省、最高裁判所事務総局等で構成）において、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて議論が行われ、平成22年1月に報告書が取りまとめられた。

この報告書を受け、民法に関する部分は、法務省の法制審議会「児童虐待防止関連親権制度部会」において、平成22年3月から検討が行われ、平成22年12月に要綱案がまとめられ、2月中にも法制審議会より答申が得られる予定である。

また、児童福祉法等に関する部分は、厚生労働省の社会保障審議会児童部会「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」において、平成22年3月から検討が行われ、平成23年1月に報告書がまとめられた。

報告書の内容を踏まえた児童福祉法の改正案については、民法の改正に併せて、今国会に提出する予定であり、今後も適宜情報提供を行うこととしている。

**(関連資料5参照)**

## **(3) 児童相談所の体制強化について**

### **ア 児童福祉司の配置について**

子どもの安全確認・安全確保の強化等の観点から、児童相談所の体制強化を図ることが課題となっている。こうした役割を中心的に担う児童福祉司については、平成22年度地方交付税措置において、標準団体（人口170万人）当たり30人の配置が可能な経費が計上されているところであるが、平成23年度の地方財政措置において児童相談所の体制強化（児童福祉司の増員）が予定されているところである。

なお、平成22年度においては、標準団体（人口170万人）当たり30人の配置が可能な経費が計上されているところであるが、地域によっては、地方交付税措置がなされている児童福祉司数（人口5.6万人に1人）を下回っているところも見受けられることから、地方公共団体におかれては、児童福祉司等の積極的な配置をお願いする。

また、こうした増員だけでなく、児童福祉司には高い社会福祉援助技術が求められていることから、意欲や経験のある人材の確保・配置や現任職員に対する研修の実施等を通じて専門性の確保と向上に努めていただきたい。

**(関連資料6参照)**

### **イ 安全確認強化のための補助職員の配置等について**

平成22年度補正予算において、安心こども基金に、定額補助により、児童虐待防止に係る緊急強化対策として、虐待通告のあった児童の安全確認等のための補助職員の配置経費などを新たに盛り込んだところであるので（平成23年度までの措置）、補正予算を積極的に活用し、児童虐待防止の体制強

化を図っていただきたい。

また、この基金では、児童虐待防止対策強化のための広報啓発、資質の向上、体制強化のための環境改善、創意工夫に満ちた取組に係る経費も対象としているところである。(関連資料7参照)

#### ウ 一時保護所の体制の充実について

一時保護所については、虐待相談件数の増加とともに保護人員、保護日数ともに増加傾向にあることから、一時保護中の子どもへの対応の充実のため、

- 虐待を受けた児童等への心理的ケアの充実及びアセスメントの強化を図るため、一時保護所に配置する心理職員の常勤化（児童入所施設措置費）や、
- 学習環境の充実のための教員OBの配置や、トラブルの軽減・即時対応のための警察官OBの配置、外国人対応のための通訳の配置など、一時保護所に入所している児童の状況に応じた協力員の確保の促進（児童虐待・DV対策等統合支援事業）

を図っていただき、一時保護所の環境改善に努めていただきたい。

### (4) 市町村の体制強化について

#### ア 地域協議会の機能強化について

平成21年度に全国の市町村が対応した児童虐待に関する相談対応件数は約5万7千件であり、児童相談所における相談対応件数と同様に増加している。一方、相談体制をみると市町村間の格差が大きく、市町村相談対応窓口や地域協議会調整機関における専門職員の確保など、その体制強化等が課題となっている。

また、児童虐待による死亡事例をみると、市町村等が関与していたにもかかわらず、適切なリスク判断や児童相談所との連携ができずに児童が死亡に至った事例も存在する。こうした状況からも、市町村の児童家庭相談体制を強化するため、各地域の児童虐待防止対策の要となる地域協議会の機能強化を図ることが重要である。

このため、平成22年度補正予算に、市町村職員等の資質の向上や実践力向上のための研修等の実施、システム環境の整備等を支援するための経費を盛り込んだところであるので、市町村の児童家庭相談体制等の強化を図るための活用について、管内市町村への働きかけをお願いする。

なお、平成22年4月現在、地域協議会（虐待防止ネットワークを含む。）の設置率は98.7%で、ほとんどの市町村において設置が進んでいるところであるが、未設置の市町村についても、今後、地域協議会を設置（虐待防止ネットワークからの移行を含む。）していただきたいので、都道府県におかれても、管内市町村への積極的な働きかけをお願いしたい。

(関連資料7参照)

## イ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び養育支援訪問事業の推進について

平成22年7月現在、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）については、1,561（89.2%）の市町村で、また、養育支援訪問事業については、1,041（59.5%）の市町村で取り組んでいただいているところである（いずれも雇用均等・児童家庭局総務課調べ）。

両事業は、平成21年4月1日より、児童福祉法に位置付けられるとともに、事業の実施について市町村に努力義務が課せられたところである。これらは、乳児家庭全戸訪問事業等により、要支援家庭が早期に把握され、継続支援としての養育支援訪問事業等につなぎ、家庭の養育力の向上を図り、ひいては児童虐待等を予防することにつながる重要な事業であると考えており、全市町村における両事業の実施を図っていききたいと考えている。

厚生労働省としては、平成21年3月に策定した両事業にかかる市町村向けガイドラインや、平成22年12月に自治体の工夫した取組などを取りまとめた「乳児家庭全戸訪問事業等の取組を推進するための事例集」の普及・活用を通じて、全市町村での両事業の実施を促進するとともに、「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」と両事業との密接な連携が図られ、市町村における虐待防止の仕組みが構築されるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えているので、都道府県におかれても、管内市町村への働きかけをお願いします。（関連資料8参照）

### （5）児童家庭相談に携わる職員の研修について

児童家庭相談に携わる職員を対象とした研修については、今日の現場状況にあった効果的な研修内容となるよう、国が実施する研修と都道府県が実施すべき研修を整理するとともに研修の体系化を図り、平成20年度から、国としては、①児童相談所内の指導的立場にある者を対象とした研修、②都道府県が市町村の調整機関職員等を対象に実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」等の研修指導者の養成研修、③児童虐待対応における更なる専門性向上のための特別な研修等を実施するほか、地方自治体の福祉担当職員を対象とした児童福祉司資格認定通信課程を実施しているところである。

また、児童福祉法において、児童相談に係る市町村職員の研修が都道府県の業務とされていることから、各都道府県における児童家庭相談に携わる職員の研修体制がなお一層充実されるよう、市町村職員も対象としている「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」（児童虐待・DV対策等総合支援事業（統合補助金））を実施するなどにより、市町村の専門性向上について配慮を願いたい。

なお、国の実施する研修について、管内市町村にも周知を図った上で、積極的な受講派遣をお願いします。

また、職員の研修に係る経費については、安心こども基金（児童虐待防止対策の強化）も活用いただきたい。（関連資料7及び9参照）

## **(6) 児童虐待防止に向けた啓発活動について**

平成23年度においても、関係機関、団体等と連携しながら「児童虐待防止推進月間」を実施し、月間標語の公募、広報啓発ポスター・チラシの作成・配布、政府広報を活用した各種媒体（テレビ、新聞等）による啓発等を行うほか、全国フォーラムを11月23日（祝・水）に岩手県盛岡市において開催する予定である。

また、平成22年度補正予算において、広報啓発のための経費を措置しているので、ご活用いただくとともに、管内市町村への働きかけをお願いします。

**(関連資料7参照)**

### 3. 児童福祉施設等の整備及び運営等について

#### (1) 児童福祉施設等の整備について

##### ①次世代育成支援対策施設整備交付金について

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画に従い、地域の実情に応じた次世代育成支援対策に資する児童福祉施設等の施設整備を支援するため、次世代育成支援対策施設整備交付金として、平成23年度予算案において、30億円計上したところである。

なお、協議等について、今後、決定次第お知らせする。

##### ②安心こども基金について

平成20年度第2次補正予算、平成21年度第1次補正予算及び第2次補正予算において予算化された安心こども基金において、民間保育所及び地域子育て支援のための拠点施設の整備を実施することとしており、さらに平成22年度補正予算において、積み増しを行うとともに事業の実施期限を平成23年度末まで延長したところである。

また、保育所の整備事業等について、平成23年度中に工事に着手し、24年度に完了が見込まれる場合には助成対象とする運用改善を図ったので積極的にご活用いただきたい。

##### ③社会福祉施設整備業務の再点検について

不祥事案の防止の観点から、国庫補助金や交付金協議の対象施設の選定手続の見直し、社会福祉法人の認可や運営に関する業務の適正化等を図るため、平成13年7月23日付で「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」を発出しているところである。

各都道府県市におかれては、本通知を踏まえ、施設整備業務の再点検を行うとともに、社会福祉法人等に対し指導の徹底を図られたい。

#### 《参考》

- ・「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）
- ・「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）など

##### ④木材利用の推進について

児童福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、

木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材を利用した施設の居住環境がもたらす心理的・情緒的な効果は極めて効果的であることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

また、先般の通常国会において「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）が成立し、平成22年10月1日から施行されているところであるが、本法律の趣旨も踏まえた木材利用をお願いする。

なお、保育所の木材の活用に関しては、「保育所木材利用状況調査研究事業報告書（木のぬくもりを保育所に）」及び「大型遊具編」が作成されており、保育所で木材利用を計画する際の参考資料とされるよう周知をお願いしたい。（参考：「木のぬくもりを保育所に」（<http://www.zenhokyo.gr.jp/nukumori/nukumori.htm>）

#### ⑤地球温暖化対策に配慮した施設整備について

地球規模の温暖化対策（とりわけ低炭素社会づくり）は重要な課題であり、児童福祉施設等においても積極的に取り組んでいくことが必要である。

このため、児童福祉施設等の施設整備にあたっては、太陽光発電設備や照明設備の省エネ機器の導入等地球温暖化対策に資する種々の対策について積極的に取り組むよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

#### ⑥財産処分の承認基準の見直しについて

国庫補助を受けて整備された児童福祉施設等に係る財産処分については、平成20年4月17日付雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」を発出したところである。これにより、財産処分承認基準の明確化や手続きの簡素化（包括承認制度の導入）を図っているところであり、これらの取り扱いについて、管内市町村及び社会福祉法人等へ周知をお願いしたい。

（参考）厚生労働省ホームページ（財産処分承認基準関係）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/04/tp0421-1.html>

#### ⑦独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業の貸付条件の見直しについて

独立行政法人福祉医療機構から、福祉貸付を受ける場合の融資条件について、待機児童の早急な解消を図る取組を進めるため、優遇期間の緩和などが図られることとなるので、関係施設等への周知をお願いしたい。

○ 待機児童の早急な解消を図るための保育所・放課後児童クラブの整備に係る融資条件の緩和

・ 優遇期間：平成21年～22年度 → 平成23年～26年度

- ・融資率：保育所、放課後児童クラブについて90%に引き上げ
  - 母子生活支援施設の本体整備と併せてDV被害者を一時保護するための居室を整備する場合の融資率の引き上げ（同時整備に限る）
    - ・融資率：80%に引き上げ
  - 木材利用による施設整備及びエネルギー効率が高い設備整備などエコ対策に係る融資率等の優遇措置
    - 地球温暖化対策を推進する観点から、木材の利用、再生可能エネルギーの利用、エネルギー効率の高い整備を行う場合に融資条件の優遇措置を講じる。
    - ・建築資金：建築物の構造が木造（耐火建築物又は準耐火建築物）である場合
    - ・設備備品整備資金：省エネルギー効果が25%以上の設備（太陽光発電装置、蓄熱システムなど）を整備する場合
    - ・融資率：一律90%に引き上げ
  - 地震防災対策特別措置法等に基づき行う改築整備等に係る融資率の引き上げ
    - ・融資率
      - 地震防災対策特別措置法等による改築整備：所定の融資率 + 5%
      - 災害復旧整備：一律90%に引き上げ
  - 平成22年度末で期限を迎え、引き続き、期限付きで特別措置が認められたもの
    - ・アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇（平成23年度まで）
    - ・老朽民間社会福祉施設整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長（平成27年度まで）
    - ・地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長（平成27年度まで）
  - 融資率の引き下げ及び融資の廃止
    - ・融資の廃止
      - 対象施設：児童遊園
    - ・融資率の引き下げ（融資率：70%）
      - 対象施設：母子休養ホーム、母子福祉センター
- ※ ただし、災害復旧事業、アスベスト対策事業、耐震化基金事業による整備に係るものを除く

## （2）児童福祉施設等の運営について

### ①児童福祉施設の運営等について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情解決の仕組みを整備し、第三者評価事業を積極的に活用するなど、自ら提供するサービスの質、職員育成及び経営の効率化など継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び

災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう、適切な指導をお願いしたい。

また、積極的に利用者・家族等とのコミュニケーションを図ることや、苦情解決への取り組みを実施することによって、多くの事故を未然に回避し、万が一事故が起きてしまった場合でも適切な対応が可能となるよう危機管理（リスクマネジメント）の取り組みを推進することが重要であり、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

イ 児童福祉施設等の運営費の運用については、従来から適正な指導をお願いしているところであるが、運営費の不正使用などの不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことのないよう、指導監査の結果を踏まえた運営の指導にあたる等、施設所管課と指導監査担当課等との連携を十分に図り、適正な施設運営について引き続き指導をお願いしたい。

ウ 保育所への入所については、市町村や保育所の提供する情報に基づき、保護者等が希望する保育所を選択して申し込みを行うこととされているので、適正な情報の提供に配慮した指導をお願いしたい。

特に、市町村における入所児童の選考に当たっては、児童の家庭の状況、地域の実情等を十分に踏まえて、市町村が定める客観的な選考方法等に基づき公正に行われるよう指導をお願いしたい。

情報提供の実施状況あるいは広域入所の取組はもとより、待機児童の解消についても、要保育児童数や保育ニーズの的確な把握を行い、保育所の実情等をも勘案し、地域の実状にあった保育行政が行われるよう、市町村の指導についてお願いしたい。

## ②児童の安全確保について

ア 児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力頂いているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等の安全確保に努められたい。

### 《参考》

- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号）
- ・「児童福祉施設等における児童の安全確保・安全管理の一層の徹底について（依頼）」（平成15年12月24日雇児総発第1224001号）
- ・「地域における児童の安全確保について」（平成18年1月12日職高高発第0112001号、雇児総発第0112001号、老振発第0112001号）
- ・「児童福祉施設等における事故の防止について」（平成18年8月3日雇児総発第0803002号）

イ 児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）に基づき日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応をお願いしているところである。この通知の別添「「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)」について」（国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課長通知）は、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであることから、この指針を参考に、児童福祉施設等における遊具の事故防止対策に活用していただくようお願いしたい。

ウ 社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合には、消費者安全法第12条に基づき、消費者庁あて通知いただくこととなっているので、遺漏なきようお願いしたい。また、消費者庁へ通知する際は、併せて、厚生労働省にも通知いただくようお願いしたい。

《参考》

・「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について」（平成21年9月1日事務連絡）

③社会福祉施設等の地上デジタル放送への対応について

平成23年7月をもってアナログ放送が終了し、地上デジタル放送への完全移行が予定されている。テレビ放送は、生活に不可欠な地震・火災などの緊急情報や施設利用者の方々の情報収集の手段として重要な役割を果たしているが、社会福祉施設等の地上デジタル放送の普及率は7割程度（社会・援護局福祉基盤課調（平成22年10月1日現在））にとどまっており、また、完全移行への期間も、残り5ヶ月と間近となった。社会福祉施設等は、自力で避難することが困難な方々が多く生活され、防火・防災対策に万全を期する観点からも地上デジタル放送への移行が必要であり、管内の社会福祉施設等に対して円滑な移行が速やかに進むよう、指導方をお願いする。

なお、地上デジタル放送への移行状況を把握するため、3月中に改修状況調査を行う予定にしているのでご承知おき願いたい。

《参考》

「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2010」抜粋  
（平成22年12月関係省庁連絡会議決定）

第2 具体的な取組

第1章 公共施設のデジタル化

(1) 国民生活と密接に関連する公共的な施設のデジタル化

国民が利用する公共的な施設のうち、その利用者にとってテレビが災害等の緊急時の情報入手手段として重要な役割を果たすもの（特に、学校、

公民館、病院、高齢者や障害者の入所する社会福祉施設。以下「重要公共施設」という。) について、各施設のデジタル化改修が完了するよう、各重要公共施設の所管省庁から、随時注意喚起を行う。また、各重要公共施設の所管省庁においては、平成23年3月末時点の当該重要公共施設のデジタル化改修状況について把握するよう努める。

#### ④感染症の予防対策

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の指導をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ、レジオネラ症等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いする。

#### 《参考》

- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」（平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」（平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第092001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「ノロウイルスに関するQ&A」  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」（平成15年7月25日社援基発第725001号）別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」（平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基発第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会

- ・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」（平成20年6月17日雇児総発第0617001号、障障発第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長)
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成22年12月1日雇児総発1201第3号、社援基発1201第1号、障企発1201第1号、老総発1201第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知)
- ・「今冬のインフルエンザ総合対策について（平成22年度）」  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/index.html>

また社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

⑤入所児童等からの苦情への対応について

児童福祉施設最低基準においては、その行った処遇に関する入所している児童及びその保護者等からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置及び当該施設の職員以外の第三者の関与等の必要な措置を講じなければならないとされており、今後ともその適正な実施について指導をお願いしたい。

⑥児童福祉施設に係る第三者評価の推進について

福祉サービスの第三者評価事業の更なる普及・定着を図るため、平成16年5月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知 平成22年3月改正）を発出し、さらに、平成17年5月に「施設種別の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を発出したところであり、都道府県においては、関係部局と連携して、一層の事業推進をお願いしたい。

⑦被措置児童等虐待の防止について

児童虐待の防止等に関する法律に規定されていない施設職員等による虐待に対応して、社会的養護に関する質を確保し、子どもの権利擁護を図るという観点から、改正児童福祉法に被措置児童等虐待に関する事項が規定され、さらに「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」を通知したところで

ある。子どもの福祉を守るという観点から、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測される場合等には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境の確保をお願いしたい。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応をお願いしたい。

さらに、被措置児童等虐待の防止について、関係機関との連携体制の整備や周知を図られるようお願いしたい。

#### 《参考》

- ・「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」（平成21年3月31日雇児福発第0331002号、障障発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）

#### ⑧社会福祉法人新会計基準について

##### ア 社会福祉法人新会計基準の概要

法人の会計処理については、「社会福祉法人会計基準」のほか、「老人福祉施設指導指針」や「老健準則」等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

また、社会経済状況の変化に対応した一層の効率的な法人経営とともに、公的資金や寄附金等を受け入れていることから経営実態をより正確に反映して国民や寄附者に示せるよう、事業の効率性に関する情報や事業活動状況の透明化が求められる。

こうしたことから、平成20年度より、日本公認会計士協会の協力のもと、法人の会計基準一元化に向けての検討を行い、平成22年1月に「社会福祉法人会計基準（素案）」をとりまとめたところである。今般、関係団体及び各自治体のご意見を踏まえ所要の見直しを行い、「社会福祉法人会計基準（案）」としてとりまとめ、パブリックコメントによる意見募集を行ったところであり、その概要は、平成23年1月21日に開催された全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）の社会・援護局資料（参考資料9）を参照されたい。

##### イ 研修体制について

セーフティネット支援対策等事業費補助金において、「社会福祉法人会計基準（一元化）研修事業」を新設し、各都道府県・指定都市・中核市が所管の社会福祉法人の会計担当職員等に対する研修を開催した場合、その開催経費を補助（補助率1/2）することを予定している。

なお、自治体職員向けの研修については、例年5月から6月に国立保健医療科学院において行われる社会福祉法人指導監査研修の中で、社会福祉法人会計基準に関する研修を開催することを予定している。

##### ウ 今後のスケジュール等

パブリックコメントによるご意見を踏まえ、必要に応じて見直しを行っ

た後、平成22年度中に実施通知を发出する予定である。

なお、移行期間については、事務体制が整い、実施が可能な法人においては平成24年度（予算）から移行し、平成25年度（予算）には全ての法人において移行する予定としている。

都道府県等におかれては、社会福祉法人新会計基準への円滑な移行が図られるよう管内社会福祉施設等に対する指導の徹底をお願いしたい。

### (3) 社会福祉施設等の防災対策について

#### ①社会福祉施設等の防災対策への取組

社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導をお願いするとともに、指導監査等に当たっては、特に重点的な指導をお願いしたい。

ア 火災発生時の未然防止

イ 火災発生時の早期通報・連絡

ウ 初期消火対策

エ 夜間防火管理体制

オ 避難対策

カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保

キ 各種の補償保険制度の活用

とりわけ、消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）が平成21年4月に施行され、乳児院について、スプリンクラー設備については延べ面積275㎡以上に、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備については規模に関わらずに設置が義務づけられていることから、次世代育成支援対策施設整備交付金及び社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を積極的に活用して、整備を進められたい。

なお、既存施設における経過措置期間の期限については、平成24年3月までとなっていることから、期限までにスプリンクラー設備の整備など必要な対応が図られるよう指導されたい。（乳児院以外の児童入所施設についても、275㎡以上であればスプリンクラー設備整備事業が次世代育成支援対策施設整備交付金の対象となっているのでご活用いただきたい。）

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

ア 施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知

イ 施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立

ウ 入所者の外出等の状況の常時把握及び避難並びに避難後の円滑な援護

エ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保等

社会福祉施設等の防災対策に万全を期していただくようお願いしたい。

## 《参考》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号）
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」（平成10年8月31日社施第2153号）
- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」（平成11年1月29日社援第212号）
- ・「認知症高齢者グループホーム等における防火安全体制の徹底等について」（平成18年1月10日雇児総発第0110001号、社援基発第0110001号、障企発第0110001号、老計発第0110001号）

## ②児童福祉施設等の耐震化対策の推進

ア 児童福祉施設等の耐震化については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、管内社会福祉法人等に対し必要な指導等が行われているところであるが、平成18年に同法が一部改正され、都道府県市が策定する「耐震改修促進計画」により、社会福祉施設を含む公共建築物等については、速やかに耐震診断を実施し、その結果等の公表に努めることが必要となっているところである。

これらを踏まえ、旧建築基準法に基づき建設された施設の耐震診断及び耐震化を優先的に実施するとともに、新耐震基準で建築された施設についても必要に応じて耐震診断を実施するなど、その安全性を確認するために必要な対応を行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して指導をお願いしたい。

平成22年に実施した社会福祉施設等の耐震化に関する状況調査については、現在、報告頂いた内容等の確認をし、取りまとめを行っているところであり、取りまとめ次第別途通知する予定であるが、各都道府県市においては、引き続き、児童福祉施設等へ入所・利用する児童等の安全確保の観点から、耐震診断の未実施施設については、早急に診断を実施するとともに、要改修と診断された施設は、耐震化のための整備を適切に行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して指導をお願いしたい。

なお、これらの事業の実施にあたっては、「社会福祉施設等に関する耐震診断及び耐震改修の実施について（通知）」（平成18年2月15日社援基発第0215001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）で通知しているところであるが、各都道府県市の建築指導担当部局と連携の上、耐震診断については国土交通省の「住宅・建築物安全ストック形成事業」、耐震化整備等については社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（保育所等については安心こども基金）の積極的な活用をお願いしたい。

イ 社会福祉施設等の老朽化に伴う改築整備については、老朽化が著しく災害の発生危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難い社会福祉施設については、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採

択してきたところである。

また、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定された地すべり防止危険か所等危険区域に所在する社会福祉施設についても、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該区域外への移転整備を促進するため、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

これらの取り扱いについては、その事業の重要性に鑑み、平成23年度においても引き続き継続することとしているので、各都道府県市におかれは、これらの施設について、速やかに対応願いたい。

### ③被災施設の早期復旧

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」(平成17年3月24日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないように指導の徹底を図られたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧の観点、社会福祉施設の地域の重要な防災拠点としての役割及び災害救助法に基づく「福祉避難所」としての位置付けを有していることから、平成17年度より交付金化された高齢者関連施設や児童関連施設及び平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

### ④大規模災害への対応

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただくようお願いしたい。

## (4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

### ① 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト(石綿)対策については、平成22年11月9日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)使用実態調査の第2回フォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導の徹底をお願いする。

また、これら施設の「フォローアップ調査」について、既にご連絡しているとおり、平成23年10月7日（金）までに提出いただくようお願いしたい。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いする。

《参考》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第2回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成22年11月9日雇児発1109第3号、社援発1109第1号、障発1109第1号、老発1109第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

② 吹付けアスベスト等の除去等について

児童養護施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となっており、民間保育所等については安心こども基金の交付対象とすることとしていることから、これらの制度等を積極的に活用し、この早期処理に努めるよう指導をお願いする。

また、独立行政法人福祉医療機構において、アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）を平成23年度も引き続き実施することとしており、その活用方の周知も併せてお願いしたい。

## 4. 児童福祉行政に対する指導監督の徹底について

### (1) 児童福祉施設等に対する指導監査の実施について

児童福祉施設等に対する指導監査の実施については、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施の確保を図るため、平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉行政指導監査の実施について」の別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」を参考の上、引き続き適切な指導監査の実施を図られるようお願いしたい。

児童福祉施設等の指導監査の実施については、児童福祉法施行令に基づき年1回以上の指導監査となっており、この際には、施設運営全般にわたる指導をお願いしたい。

特に、児童養護施設等入所児童等の処遇については、児童等の最善の利益を確保するために、苦情解決のためのしくみが設けられているか、体罰等懲戒権が濫用されていないか、児童相談所など関係機関との連携を図りながら児童相談所の処遇指針に対応した児童自立支援計画が適正に策定されているか等、人権に配慮した適切な施設運営が行われているかという観点から、被措置児童等虐待防止にも配慮した指導監査を行うようお願いしたい。

また、児童の自立支援計画の策定・実践等を通じて進学・就労等の選択に際し、児童の意向等に十分配慮し、児童の自立への支援の状況等についても留意して、指導監督を行うよう配慮をお願いしたい。

### (2) 措置費等の施設運営費の適正化について

児童入所施設措置費及び保育所運営費等関係事務の適正な執行を確保する観点から、これらの事務を行う関係機関における負担金等の支弁及び徴収等経理事務に対する指導について配慮をお願いしたい。

特に会計検査院より指摘された次の点については留意願いたい。

- ・ 保育所入所に係る徴収金の世帯階層区分の認定については、国基準の徴収金基準額表を各年度ごとに正しく適用されることはもとより、適正な事務が確保されるよう税務関係機関との連携強化を図り、保護者から必要な書類を求める等課税状況の的確な把握に関しての指導をお願いしたい。
- ・ 児童入所施設措置費及び保育所運営費の入所児童（者）処遇特別加算費の算定にあたっては、民間施設給与等改善費の加算率の算定対象とすべき職員（1日6時間以上かつ月20日以上勤務）は加算対象とはならないので、交付要綱等に即した支弁事務が行われるよう指導をお願いしたい。

### (3) 都道府県等が実施する指導監査の結果報告について

各都道府県等が実施する児童福祉施設等の指導監査の結果については、児童福祉施設等の適正な運営を確保するため、指導監査における指摘事項の傾向等を全国に情報提供し、今後の指導に活用していただくことを目的に、当局総務課調整係へ提出していただいたところである。現在、その報告内容等について取りまとめているところであり、取りまとまり次第別途通知する予定である。なお、当該監査報告書等の提出については、今後とも格段のご協力をお願いしたい。